

近世後期の五人組構成と身分集団——村の家別絵図面と人別改帳の対照——

大塚 英二

はじめに

小稿の目的は、尾州春日井郡赤津村（現瀬戸市）に残された弘化二年（一八四五）二月の赤津村家別絵図¹と嘉永七年（一八五四）正月の人別改帳²を対照させ、いわゆる五人組の地理的・階層的構成について検討し、同時に職人集団として区別された陶工の組合せについても言及することである³。

なお、当該絵図面は三州街道に沿って各百姓家を一軒一軒丁寧に描くとともに、その百姓名も記しており、非常に珍しい形状と内容を有したものである。まず小稿は、とりあえずこの史料を紹介することを第一義的な目標として、⁴ いることを付記しておく。

具体的な検討に入る前に赤津村について触れておこう。同村は村高一〇五六石余、近世後期の家数が二二九軒、人口が九七四人の、当該地域では比較的大きな村である。三州街道沿いに細長くのびた集落により構成され、曹洞宗の名刹雲興寺の存する上組と、浄土真宗高田派の「中の本山」万徳寺の存する下組とに、大きく二つに分かれた村である。水稲作・畑作半々の地域であるが、近世後期には窯業生産の伸びや運輸分野との関わりなどで、やや在郷町的な発展を遂げていたようである⁴。

また、赤津村は中世後期には瀬戸村（後の窯業生産の中心地）の本郷としての位置にあり、古くからの陶工を多数抱えた村であった。陶工数は文政三年（一八二〇）段階では二四軒^⑤で、その中には尾張藩から給与を与えられた御竈屋（藩主のための陶磁器製作を義務づけられた存在）が三軒存在した。竈屋は、加藤四郎左衛門景正の由緒を有する加藤姓の者たちにはほぼ独占されており、そうした竈屋集団と一般の百姓集団の間では役負担などをめぐって、かつて争論が引き起こされていた^⑥。御竈屋以外は本来の意味で職人とは位置づけられないが、村社会における意識や利害の面では、この二つの集団は大きな違いを見せていた。

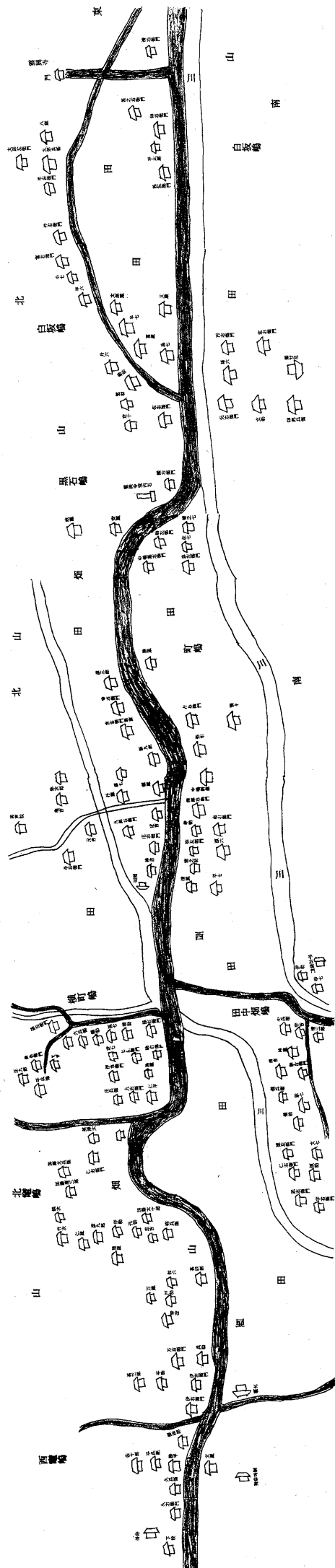
以上のような村社会が地図の上ではどう描かれるのか、次に検討していこう。

一 弘化二年の家別絵図

この絵図の表題は「赤津村家別絵図面扣」であり、まさに同村庄屋喜蔵・同伊左衛門の連名で水野代官深沢新平に提出された正本の控えとして村に残されたものである。縦二五センチ・横一六センチの縦帳形式にまとめられたものであり、実際の横の長さは二メートル四〇センチにもなる。トレースしたものを掲げると図1のようである。上組で一番奥の雲興寺の存する白坂嶋から始まって、愛知郡山口村に隣接する下組の山路嶋までの一四の嶋（集落）が克明に描かれている。

赤津村には別に藩の要請により作られた年不詳の村絵図Ⅱ図2（徳川林政史研究所蔵）があるが、これは村全体をあまねく示した一般的なもので、集落も示してはいるが、それよりも広大な山も含め土地利用の具体的なあり方と細かい地名を記し、更に東西南北の村境と主要な道のつながりについて描いたものである。そこでは、地名は坪名に近いものまで記されているのに対し、集落の嶋名はあまり記されていない。こちらは明らかに家々を把握するためのものではなく、村の土地に関わる各階層の様々な利害調整のために作られたと考えられる。

图1 赤津上村家別絵図 (部分)



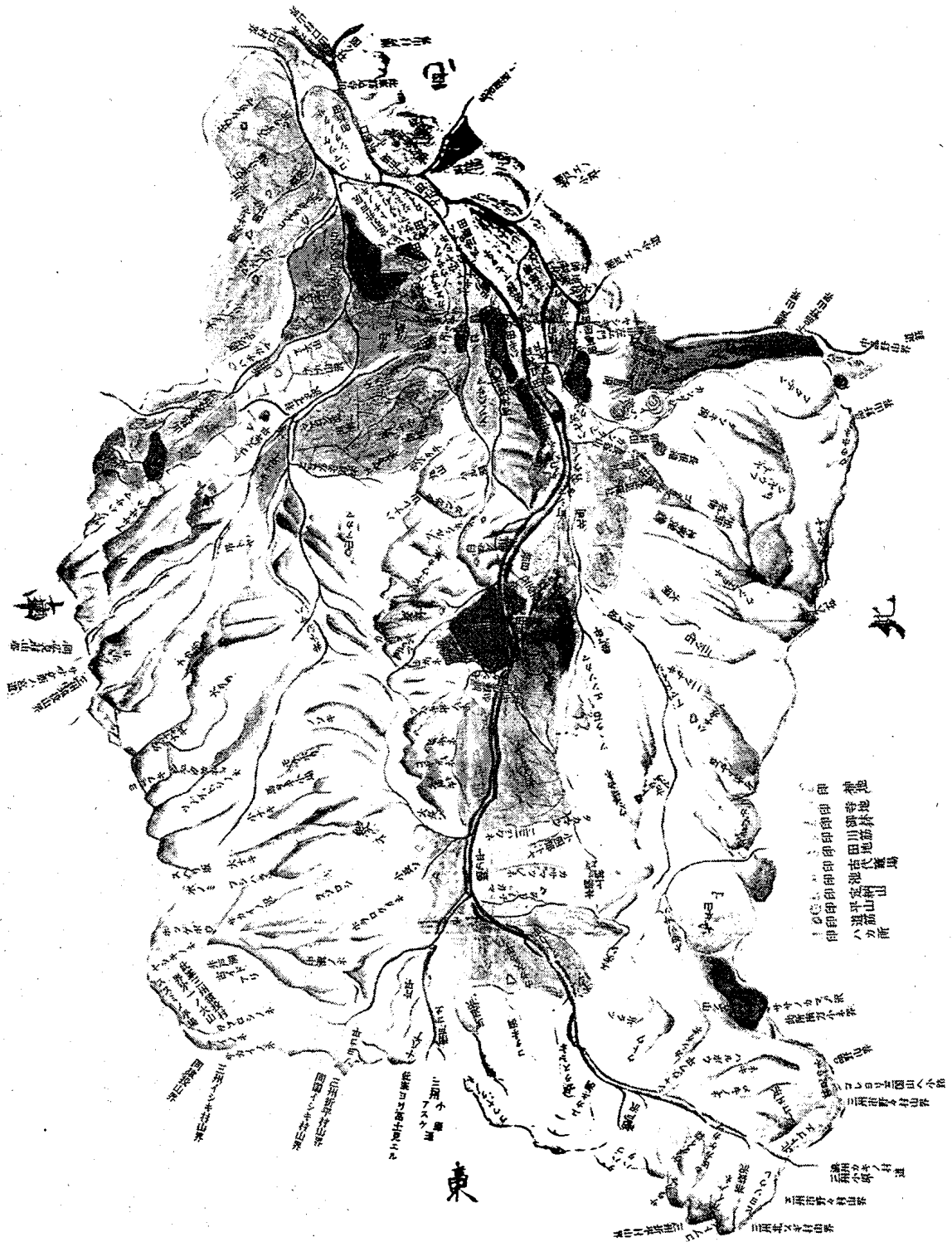


図2 春日井郡赤津村絵図 年不詳 原図 たて66・よこ84cm
 (『瀬戸市史』資料編一 より転載)

一方、図1は表題の通りまさに百姓の家別分布のありようを表示したもので、百姓の個別具体的な支配を念頭に置いて作られたものと言うことができる。それは最終帖に記された「家数メ式百六拾軒」という、戸口総体を検討した表現からもうかがえる。百姓の家をある程度描いた絵図は瀬戸市域でもかなり見つけることができるが、百姓名も入れて百姓家のすべてを把握しようとした絵図は他に例を見ない。それが全く特異なものなのか、それとも史料が珍しくとも普遍的なものなのか、考察が必要であろう。

そこで、この絵図が作られた背景を考えてみよう。この絵図の形成過程には、天保十四年（一八四三）十一月に、幕府の天保人別改令に対応して制定され、翌弘化元年から実施された尾張藩の人別改制度が直接関わっていると思われる^⑥。この人別改めは従来の宗門調査とは全く別物で、人の移動が繁くなつた（住民の流出が激しくなつた）一八世紀末以来の矛盾への対応として立案されたものである。即ち、従来の宗門人別改めは毎年三・四月に行われたのに対し、この人別改めは正月に行われているのである。あとで紹介・検討する嘉永七年赤津村上組の人別改帳も正月の作成である。ここでは誰の百姓か（領主は誰か、蔵入か給人知行地か寺社領か）、持高はどれだけか、屋敷地の所有者は誰か（持地か借地か）、家は持家か借家かが銘記され、渡世についても、農業渡世以外の場合に詳しい記載がある。勿論、家族構成員についてもそれぞれ年齢の記載があり、家族員数が合計されている。

以上、弘化元年以降の人別改めの特徴点を示したが、その帳面と絵図面を突き合わせた作業は次節で行うとして、そうした人別改めの産物としてこの絵図面が生まれたと考えるとよさそうである。その場合、人別改めが非常に厳密な百姓の家と家人を把握しようとしたことが、まさにこの絵図面に反映していると言えるであろう。つまり、人別改め帳上の家が地図上でストレートに結びつくのであり、この二つをセットで備えておくことにより、尾張藩地方における人民掌握は確固としたものになつたのである。

そのように考えると、この家別絵図面は決して特殊なものではなく（赤津村に特別に残されたものではなく）、尾張藩領に普遍的に残されていた可能性がある。現に『新修稲沢市史』資料編十二^⑦の表紙見返しには北麻績村の「家並図」

が示されており、赤津村の家別絵図と非常に類似している。おそらく藩側へ提出され控えも残さなかった場合は、在地史料としてそれを確認することが非常に困難なのであろう。それは、こうした絵図面が必ずしも村側としては必要でなかったもので、残されることが稀であったことに由来しよう。村共同体では住民の家の所在は自明のことであり、それを殊更データとして持つ意味はなかったであろう。一方で、村内の坪名までの地名や土地利用に関わる諸情報などは、利害調節のための証跡となるので、そうした絵図は写しが残されることが多かったのである。そこで、この家別絵図・家並図作成を指示した法令がないか探したところ、弘化元年（一八四四）十一月二十五日の御触^⑧の中に「向後毎春正月中人別改取斗筭候間、其旨相心得、別紙之振人別改帳取調差出、兼而他所出入等誌置候帳面并家並絵図をも相調置、右夫々え引合改受可申候」とあるのである。まさに、この法令を受けて翌弘化二年二月に赤津村の家別絵図が作成されたのである。要するに、この絵図は人別改めの産物であったのである。

さて図の描き方として特徴的なのは、描かれた家の向きである。地図には家々がいずれの方角に正面を向けて建っているか正確に書き込まれている。あるところでは道路に沿って南に開くように建っていたり（白坂嶋や町嶋など）、あるいは道路の南側の家は、北に開かずそのまま南を向いて建っていたりしている。多くは南に開く形を取っているのであるが、中には白坂嶋の吉兵衛のように北向きに描かれている場合がある。その他、町嶋の庄蔵は東向きに、西竈嶋の鍋次は東を、同じく嘉吉後家は西を向いて描かれている。そこには、スペースの関係などで特にそのような描かねばならなかった、というような理由を見つけない。明らかに、この絵図面は、家々の道路付きの具合や、どちらに開いているかを、提出先の代官に示す意図があったと言えよう。

二 赤津村上組五人組の構造

本節では嘉永七年（一八五四）正月の赤津村上組人別改帳を素材として、それと前節の家別絵図面とをクロスさせ、

表1 赤津村上組五人組百姓一覽

組	嶋名・百姓名	渡世・持高	持地持家の別・家族人数
一	① 白坂・治右衛門	農・0.92石	自地持家 3人
	② 同上・甚右衛門	農・0.675	同上 3
	③ 同上・和右衛門	農・9.751	同上 5
	④ 同上・平太郎	農・0	和右衛門借地持家 1
二	① 白坂・八蔵	農・0	寺地持家 5
	② 同上・太郎左衛門	農・8.984	自地持家 5
	③ 同上・太郎兵衛	農・1.5	同上 5
	④ 同上・半左衛門	農・8.098	同上 4
	⑤ 同上・要助後家	農・0.92	同上 1
三	① 白坂・喜右衛門	農・0	寺地持家 2
	② 同上・小七後家	農・0.86	自地持家 1
	③ 同上・太郎蔵	農・0.995	同上 5
	④ 同上・半七	農・8.384	同上 3
	⑤ 同上・次郎左衛門	農・1.5	同上 4
四	① 白坂・権六	農・0	新七借地持家 7
	② 同上・吉兵衛	農・0	円右衛門借地持家 3
	③ 同上・元右衛門	農・0	文助借地持家 5
	④ 同上・又平	農・0.82	自地持家 4
	⑤ 同上・定右衛門	農・0	惣助借地持家 4
	⑥ 同上・四郎兵衛	農・0	又平借地持家 5
	⑦ 同上・文助	農・8.5	自地持家 6
五	① 白坂・又蔵	農・8.13	自地持家 1
	② 同上・富蔵	農・9.872	自地持家 3
	③ 同上・為七	農・0	丹六借地持家 5
	④ 同上・菊次郎	農・0	丹六借地持家 2
六	① 白坂・丹六	農・8.987	自地持家 3
	② 同上・惣助	農・0.982	自地持家 5
	③ 同上・作右衛門	農・0.9	自地持家 5
	④ 同上・定十	農・0	惣助借地持家 3
七	① 黒石・園右衛門	農・5.31	自地持家 4
	② 同上・安蔵	農・9.678	自地持家 6
	③ 同上・孫十	農・0.98	自地持家 5
	④ 同上・佐七後家	農・0	勝蔵懸人 1
	⑤ 同上・善兵衛後家	農・0.72	自地持家 3
八	① 黒石・彦左衛門後	農・0	助左衛門借地持家 3
	② 同上・助左衛門	農・9.672	自地持家 2
	③ 同上・中嶋嘉右衛	農・19.979	自地持家 7
	④ 町・勝蔵	農・0.99	自地持家 3
	⑤ 町・彦三郎	農・0.85	自地持家 3
九	① 町・幸右衛門	農・6.18	自地持家 1
	② 同上・弥市	農・0	新蔵借地持家 5
	③ 同上・柳平	農・9.845	自地持家 8
	④ 同上・久次郎	農・0.5	自地持家 1
	⑤ 同上・清十	農・0.99	自地持家 4
	⑥ 同上・新九郎	農・6.5	自地持家 6
十	① 町・彦七	農・8.532	自地持家 4
	② 同上・丹蔵	農・9.0	自地持家 2
	③ 同上・伝蔵	農・0.758	自地持家 6
	④ 同上・中嶋新蔵	農・19.0	自地持家 6
	⑤ 同上・徳四郎	農・0.96	自地持家 2
	⑥ 同上・銀蔵後家	農・6.1	自地持家 3
	⑦ 同上・勘蔵	農・9.985	自地持家 5
	⑧ 同上・平吉	農・0	勘蔵懸人 1
十一	① 町・磯次郎	奉・0	他出 1
	② 同上・幸十	奉・0	他出 1
	③ 同上・与右衛門	農・8.927	自地持家 4
	④ 同上・藤七	農・0	？ 6
	⑤ 同上・三七	農・0.99	自地持家 3
十二	① 町・九郎右衛門	農・9.587	自地持家 7
	② 同上・幸助	農・9.831	自地持家 5
	③ 同上・貞蔵	農間錢貸商・19.985	自地持家 8
	④ 同上・庄右衛門	農間商・9.97	自地持家 4
	⑤ 同上・庄蔵	農・0	善吉借地持家 6
	⑥ 同上・善吉	農・0.807	自地持家 5
十三	① 町・弥左衛門	農・0.75	自地持家 4
	② 同上・源六	農・0.87	自地持家 1
	③ 同上・由右衛門	農・9.99	自地持家 4
	④ 同上・柳四郎	農・0.5	自地持家 3
	⑤ 同上・猪之助	農・0.99	自地持家 4
	⑥ 同上・平七	農・0.89	自地持家 4
	⑦ 同上・清蔵	農・0.78	自地持家 2

十四	①	中畑・宇右衛門	農・0.99	自地持家	・4
	②	同上・伊助	農・0	新七借地持家	・2
	③	同上・宇吉	農・9.867	自地持家	・5
	④	同上・清三郎	農・9.08	自地持家	・2
	⑤	同上・幸七	農・0	林蔵借地持家	・3
十五	①	中畑・治吉	農・8.568	自地持家	・5
	②	同上・新左衛門	農・0.88	自地持家	・5
	③	同上・清吉	農・0.99	自地持家	・3
	④	同上・林蔵	農・9.729	自地持家	・3
	⑤	同上・儀兵衛	農・0.7	自地持家	・3
	⑥	同上・新七	農・9.448	自地持家	・2
十六	①	中畑・儀助	農・9.1	自地持家	・4
	②	同上・徳左衛門	農・0.8	自地持家	・5
	③	同上・領助後家	農・9.578	自地持家	・2
	④	同上・仁右衛門	農・0.99	自治持家	・6
	⑤	同上・又七	農・0.86	自地持家	・4
	⑥	同上・治三右衛門	農・0.95	自地持家	・3
十七	①	横町・孫左衛門	農・0.12	自地持家	・4
	②	同上・新助	商・0.15	自地持家	・4
	③	同上・常十	農・0.19	自地持家	・4
	④	同上・勘四郎	農・5.0	自地持家	・4
十八	①	横町・磯七	農・0.3	自地持家	・4
	②	同上・六兵衛	農・0.89	自地持家	・4
	③	同上・孫七	農・8.981	自地持家	・3
	④	同上・銀助	農・0.92	自地持家	・4
	⑤	同上・定七	農・6.565	自地持家	・2
十九	①	横町・清助	農・0.995	自地持家	・3
	②	同上・孫右衛門	農・14.5	自地持家	・7
	③	同上・助右衛門	農・7.083	自地持家	・7
	④	同上・為蔵	農・0.81	自地持家	・4
	⑤	同上・仁平	農・8.832	自地持家	・7
二十	①	横町・作右衛門	農・0.88	自地持家	・2
	②	同上・庄兵衛	山稼・0	九右衛門借地持家	・6
	③	同上・七左衛門	農・9.896	自地持家	・5
	④	同上・九右衛門	農・0.83	自地持家	・2
	⑤	北竈・仁兵衛	竈屋・?	持家	・4
廿一	①	北竈・梅太郎	竈屋・0	持家	・4
	②	同上・竹次	竈屋・0	除地持家	・4
	③	同上・徳平	竈屋・0	除地持家	・4
	④	同上・仁蔵	竈屋・0	除地持家	・4
廿二	①	北竈・彦九郎	竈屋・0	?	・5
	②	同上・増蔵	竈屋・0	?	・6
	③	同上・元助	竈屋・0	?	・4
	④	同上・作助	竈屋・0	?	・5
	⑤	同上・伊平	竈屋・0	?	・2
廿三	①	北竈・忠吉	竈屋・0	?	・4
	②	同上・弥兵衛	竈屋・0	?	・4
	③	同上・浦次郎	竈屋・9.586	?	・5
	④	同上・惣太郎	竈屋・0	浦次郎懸人	・1
廿四	①	西竈・甚四郎	農・8.35	自地持家	・3
	②	同上・和六	竈屋・0	戸助借地持家	・2
	③	同上・戸助	竈屋・0.63	自地持家	・7
	④	同上・幸吉	竈屋・0	戸助借地持家	・4
	⑤	同上・甚三郎	竈屋・0	宇助借地持家	・2
廿五	①	西竈・兵助	農・8.016	自地持家	・4
	②	同上・宇助	竈屋・0.82	自地持家	・6
	③	同上・貝十郎	竈屋商・0	?	・3
	④	同上・伊左衛門	農・19.36	自地持家	・5
	⑤	同上・重九郎	竈屋・0.61	自地持家	・5
廿六	①	西竈・藤左衛門	農・0	伊左衛門借地持家	・5
	②	同上・源次郎	農・0.65	自地持家	・7
	③	同上・文蔵	竈屋・0	除地持家	・5
	④	同上・嘉吉	竈屋・0	伊左衛門借地持家	・2
	⑤	同上・柳左衛門	農・2.8	自地持家(助右衛門別家)	・2
廿七	①	西竈・小左衛門	農・0.95	自地持家	・7
	②	同上・佐十郎	竈屋・0	除地持家	・2
	③	同上・平兵衛	竈屋・0	除地持家	・7
	④	同上・牛之助	農・0	源次郎懸人無家	・1
	⑤	同上・久右衛門	農・0	伊左衛門借地持家	・4
廿八	①	西竈・久兵衛	農・0.95	自地持家	・4
	②	同上・孫助	農・0.99	自地持家	・6
	③	同上・弥吉	農・0	孫助借地持家	・2
	④	同上・佐市	竈屋・0	除地持家	・7
	⑤	同上・次平	農・0	孫助借地持家	・4

・表中の渡世で「奉」とあるのは奉公人稼ぎをさす。

当村五人組の構造について検討する。

赤津村上組は二八の五人組に分かれている。それは表1の通りである。

この表から出されるいくつかの論点について考察しよう。まず第一に、地図から「五人組合」のまとまりを見ると、組合は基本的には嶋単位でなされており、隣接する家々が組み合わされていたことが確認できる。例外は、二十組の仁兵衛が北竈嶋に住居するにもかかわらず、横町嶋の四家と組み合っているものがあるだけである。なお、単位組合の百姓数は最小が四、最大が八で、規模にやばらつきのあることが分かる。地理的關係を優先させたため、五人組と言いながらも、百姓数の面で違いが出てきたのであろう。

次に組合内構成員の出身であるが、組合内には持高による階層区分で見て有力な者（持高五石以上層）が必ず一名以上いることが分かる。そうした百姓の中から判頭（五人組連判の筆頭者で五人組の統率者）が出て、年貢未進時などには組合員に融通を行ったと考えられる。但し、持高から判断すべきなのは農業渡世だけの組合の場合であって、竈屋渡世だけの組合では全員が持高ゼロである場合もあった。竈屋は必ずしも持高によって経営の大きさや安定性が推し量られるのではなく、「職人」としての営業により評価されるから、持高がゼロでも問題はなかったのである。ともかくも、百姓の組合せは、単純な地理的關係性だけではなく、経営的に有力な者が必ず内部に含まれるようにしてなされたと考える。

なお、「赤津村竈師系図」^①によると、表の廿二組内の彦九郎、元助、伊平の三名は彦九郎を本家とする本家—分家集団であることが確認できる。五人組はそうした同族集団による構成も要素として含んでいたことが想定される。そして、こうした五人組の結合は、彼らが竈屋の場合、やはり同一の竈組合の構成者であることと重なるように思われる。廿三組は竈屋のみの五人組であるが、赤津焼会館文書No.22によると、そのなかの忠吉、弥兵衛、浦次郎（直右衛門）^②は、浦次郎を元竈株とした竈組合を構成していたのである。つまり、竈屋集団の五人組は、同族団結合のほか、竈の所有と利用という経済的關係を中心に構成されていたことが理解されるのである。

ところで、この人別帳は「百姓」身分を把握したものであり、百姓とは区別される「御竈屋」身分は把握されていない。つまり、藩から扶持や給金を与えられ、苗字帯刀などの特権を有した御竈屋は、宗門自分一札を得てきており、当然この人別帳でもその対象外とされたのである。ちなみに、先の絵図には、北竈島において、加藤唐三郎・加藤太兵衛の御竈屋の家が描かれている。しかし、彼らはこの人別帳に登場し五人組を構成することはなかったのである。表で分かるように、窯業関係者と農業渡世者が組み合った五人組は存在しており、その意味で竈屋渡世者も、御竈屋でない限りは百姓として領主側に把握された存在だったと考えられる。

次の論点として、屋敷や建物が具体的に誰の所有かが明確にされている点は重要であろう。自分所有地に持家を有している表現の「自分地持家」に対して、「地子誰々自分家」という表記がかなりある。これは誰々に借地料を払った上で自らの家を有しているという意味であろう。おそらく、この場合全くの地借として入って来たのではなく、借入金担保としての土地移動が地主と地借の間で行われたと考える。全体の戸数二六〇軒のうち明確な地借は二四軒あり、それは全体の九%ほどであった。但し、寺地の者二家や出奉公の者二家、懸人（かかりうど）^⑧四家も存在しており、自分持ちの屋敷のない者は一割を大きく超えていたと考えられる。また、地借の内、組内の者から借地しているのは、総地借人二四軒のうち十軒の四一・七%、組合外からの借地が一四軒で五八・三%であった。組合構成員内部での地借も相当あるが、それよりも組合外と借地関係を結ぶことのほうが多かったのである。これは年貢立替が連帯保証の中核たる五人組の枠を越えてなされていたことの証左であろう。なお、三名以上へ屋敷貸主として関わっている者、即ち借家経営と言われるほどの経営を行っていたのは、唯一廿五組の伊左衛門（持高は一九・三六石で村内最上層）だけであり、当該村では余り地主制が発達していなかったことが想定できる。

最後に百姓株的なものが当該地域にも残されていたことについて考える。表の十一組には、奉公人として他出している百姓磯次郎と同幸十が記されている。家族数はともに一名で、自分一人で家を構成していた。その本人が出奉公で村に存在しないにもかかわらず、五人組の構成員からは外されずにいたのである。現に家族が在村しない、即ち家

の実態がないものも一軒前に数えられているのであるが、これは百姓株のような形で百姓数が固定化していたことを推測させる。また、出奉公ではなく、一家が離散したあとなのか、一人で家を切り盛りすることが困難である者が、懸人として村内他家の厄介に寄宿になっている場合が四例あった。七組佐七後家は八組勝蔵の、十組平吉は同組勘蔵の、廿三組惣太郎は同組浦次郎の、廿七組午之助は廿六組源次郎の、それぞれ懸人となっていた。これら懸人となつた者の家は図1には描かれておらず、実際に百姓株としてイエが存在していることと、絵図で個別百姓の家が描かれるのは別次元の問題であつたと考えることが出来る。

おわりに

以上、小稿は、陶工を多数抱える春日井郡赤津村（現瀬戸市）に残された、非常に特異な家別絵図面と人別改帳を紹介しつつ、異質な生業を持つ人々が入り交じつた地域における五人組の構成や、百姓のイエについて若干考察したものである。その結論は以下の通りである。

この地域では、五人組合は基本的に小集落としての嶋ごとに隣接しあつた者たちがまとまる形で構成された。但し、それは単純な地理的結合ではなく、経済的紐帯、即ち保証関係などを伴う形でなされた。これは五人組が年貢納入の一つの単位として存在したことを意味していよう。

さて、農業を主とした生活者と窯業を主とした生活者は、一部同一の組を構成する場合もあつたが、それは例外的であり、ほぼ同じ生業者集団（同一の社会的分業をなす集団）により五人組は構成された。ただ、その異なる集団も百姓という範疇では同一であり、寧ろ陶工集団の中に一般の百姓とは区別された「御竈屋」という士分に準ずる身分があつた。この御竈屋の家は村に居住する者の居宅として家別地図には記載されたが、彼らのイエは人別改帳には記載されていない。彼らは士分格として宗門自分一札を代官に提出していたのである。結果として、当然ではあるが、

御竈屋は五人組を構成せず、村の中に存在した。

陶工たちの五人組構成における内在的要素としては、わずかな事例によるが、地理的關係はもとより、同族団かつ元竈共有者であることが大きな意味を持った。その経済的紐帯は強く、おそらく農業を主な生業とする者たちよりも、陶工たちのほうが個別経営としての自立性は弱かったと考えられる。そして、その集団全体を統合したのが、実際に五人組仲間ではない御竈屋だったのである。

小稿の結論は十分に通説を超えるものではなかったが、異なる百姓集団を有する村の五人組構成をある程度明らかにしたという点で、新味を持ちえたと考える。今後、このノートを基礎に、瀬戸地域のような農民・職人・商人が非常に入り交じった社会で、五人組などの隣保制度はどのように展開したか、地域研究の一つの発展方向として分析を進めていきたい。

注

- ① 瀬戸市歴史民俗資料館所蔵。
- ② 瀬戸市赤津町、加藤伸也氏所蔵文書。同家は竈屋でありながら、同時に赤津村役人も歴任していた時期があり、それゆえこうした文書が残されたと考えられる。
- ③ 五人組に関する研究は、初め相互検察・連帯責任制の観点から行われていたが、やがて村落構造論的立場から小農自立と年貢収奪に関わる問題として論じられるようになった。五人組編成については、最寄りの者たちを五人組にまとめるだけでなく、百姓の持高を勘案して組み合わせていたことなどが、既に指摘されている。穂積陳重『五人組制度論』(有斐閣、一九二二年)、野村兼太郎編『五人組帳の研究』(有斐閣、一九四三年)、児玉幸多『近世農民生活史』(吉川弘文館、一九五七年)などを参照。
- ④ 『瀬戸市史』資料編一(瀬戸市、一九八五年)参照。
- ⑤ 『瀬戸市近世文書集』第三集(瀬戸市、一九九二年)「赤津焼会館文書」第二一号文書「文政三年竈屋人別書上」参照。
- ⑥ 拙稿「近世後期における役認識の変化と身分集団―瀬戸の竈方・村方争論の検討―」(『名古屋大学古川総合研究資料館報告』第一二二号、一九九六年)参照。
- ⑦ 前掲『瀬戸市史』資料編一参照。
- ⑧ これについては、林董一『尾張藩公法史の研究』(日本学術振興会、一九六二年)五六五頁を参照。
- ⑨ 一九八七年 稲沢市。

- ⑩ 『新編一宮市史』資料編八（一九六八年、一宮市）四二八頁。
- ⑪ 前掲『瀬戸市近世文書集』第三集七一頁。
- ⑫ 前掲「赤津焼会館文書」第二五号文書には、元竈として浦次郎の名がある。この元竈はかつて直右衛門であったことが、同二二号文書より確認できる。
- ⑬ この「懸人」という表現は尾張地方に独特のもので、一般には「厄介者」と呼ばれるものである。同じ家族内であつても、次男以下の部屋住で未だ一家を起こせない者などもこのように呼ばれた。